

社宅に入居していた社員に 被害はなかったのか？

J R 東海不動産（株）元課長による 社宅の修繕費水増し請求事件！

6月6日のマスコミ報道等によると、ジェイアール東海不動産（株）の元課長が社宅の修繕費を水増し請求し、警視庁に詐欺容疑で逮捕されたとある。

元課長は立場を利用し、取引先の建設関連企業に水増しした見積書の作成を指示し、その上で、水増しした金額内での架空請求を繰り返す手口で資金をだまし取ったとあるが、これは、社宅に入居していた社員が社宅を退去する際に修繕費を水増し請求されていた可能性があるとして、J R 東海労は心配し、会社に対して事件の内容と社員への被害はないのか説明を求めて、団体交渉の開催を求めましたが、残念ながら6月19日に窓口回答となりました。

申し入れの内容と回答については、以下の通りです。

1. 今回の事件について、内容を全て明らかにすること。

ジェイアール東海不動産の元社員が、修繕工事等の発注において契約金額を水増しし、その一部を自己に環流させていたという詐欺容疑で、警察がその社員を逮捕し、現在、取調中と聞いている。警察の捜査の進展に影響を与える恐れがあることから、詳細な内容については回答を差し控える。

2. 水増し請求の内容について、社宅を退去した社員に被害はないのか明らかにすること。

社員への被害はない。

これ以上の詳細は、警察の捜査の進展に影響を与える恐れがあるため、回答を差し控える。

3. 今回の事件で、修繕費を水増し請求された社宅名を明らかにすること。

詳細は、警察の捜査の進展に影響を与える恐れがあるため、回答を差し控える。

4. この事件に関して、会社の見解を明らかにすること。

ジェイアール東海不動産において、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。再発防止に向けて、グループ内各社に対して指導を徹底していく。

5. この事件に鑑みて、住宅支援制度の改正を含む「新しい人事・賃金制度等の見直し」は中断すること。

そのような考えはない。

以 上